

国土交通省の首都直下地震対策について

住宅・建築物の耐震化

10年間で
住宅及び特定建築物
(学校、病院、百貨店等)
の耐震化率
約75% (平成15年度調査)
9割

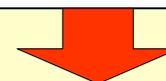
施策の具体化

耐震改修税額控除制度の創設
耐震改修促進法の改正
・耐震化の目標・方針の策定
・被害拡大の恐れのある地域の住宅に対する勧告(指示)
・多数の者の利用する建物に対する立入検査、公表等
耐震診断・改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の導入

特定建築物の耐震化

現状

病院、百貨店等への指示・立入検査
学校等への指導・助言



見直し案

学校、病院、百貨店等への耐震診断・耐震改修計画提出の徹底・強化

道路橋梁の耐震化

平成17年度～平成19年度の3箇年

緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム	約5割(平成16年度末)	概ね完了
新幹線、高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム	約3割(平成16年度末)	概ね完了

新幹線高架橋の耐震化

平成19年度まで

新幹線高架橋の耐震補強 約7割(平成16年度末) 概ね完了

地震に強いまちの形成 (揺れ)「住宅・建築物」

阪神・淡路大震災の被害

建築物の全壊・半壊

約25万棟

倒壊による死者数

4,831人 (全死者数の88%)



警察庁調べ(平成7年4月24日現在)

住宅・建築物の更なる改善が必要

耐震性が不十分な建築物が住宅総数の約25%、非住宅総数の約35%を占める状況

	住宅	非住宅
総数	4700万戸	340万棟
耐震性が不十分と推定 (総数に対する割合)	1150万戸 約25%	120万棟 約35%
耐震性を満たすと推定 (総数に対する割合)	3550万戸 約75%	220万棟 約65%

国土交通省推計

住宅は平成15年住宅・土地統計調査をもとに推計

建築物は平成14年3月建築着工統計調査、

都道府県アンケート等をもとに推計

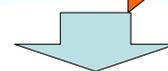
住宅・建築物の地震防災推進会議の提言

(平成17年6月10日)

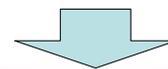
住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定

10年間で住宅及び特定建築物(学校、病院、百貨店等)の耐震化率

約75% → 9割



- ・支援策の充実
- ・耐震改修促進法の在り方
- ・国民への啓発・情報提供等
- ・専門家の育成
- ・地震保険の活用促進策



施策の具体化

- ・耐震改修税額控除制度の創設
- ・耐震改修促進法の改正
(耐震化の目標・方針の策定
被害拡大の恐れのある地域の住宅に対する勧告(指示)
多数の者の利用する建物に対する立入検査、公表等)
- ・耐震診断・改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の導入など

住宅・建築物の地震防災対策 提言のポイント

1 住宅・建築物の耐震化

【耐震化率の目標の設定】 今後10年間で 住宅：約75% 9割
特定建築物：約75% 9割

必要な施策

支援策の充実

全国の市町村に総合的な相談窓口の設置
事例集、事業者情報等の情報提供の充実
補助事業や交付金制度の活用促進を図るとともに、特に密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を積極的に支援
耐震改修に要した費用の一部を税額から控除する耐震改修税額控除制度の創設
低コストの耐震改修工法の開発、低所得者等の住宅に対する地方公共団体による耐震改修工事の実施

- 1 耐震改修促進法

(現行制度)

戸建住宅
マンション
なし

特定建築物
(学校、事務所、賃貸住宅等)
指導、助言

不特定利用の特定建築物
(病院、百貨店等)
指示、立入検査

(見直し案)

地方公共団体による目標・方針の策定

戸建住宅
マンション
なし

密集市街地
等の住宅
指示等

特定建築物
(事務所、賃貸住宅等)
指示、立入検査、公表

不特定利用の特定建築物等
(病院、百貨店、学校等)
診断、改修計画提出の
徹底、強化

- 2 その他の制度

建築物の取引時に耐震性について情報提供される仕組みの検討

専門家・事業者の育成・技術向上
総合的な講習会の実施
地域協議会の設置

普及啓発
ハザードマップの公表
町内会等を単位とした取り組み

その他の対策
敷地の耐震対策

現状は、建築基準法では具体的な基準がなく、地方公共団体の条例で補完しているが、対策は不十分。具体的な基準を定め、耐震改修促進法の対象とすることにより敷地の改修を促進。

ブロック塀倒壊防止
非構造部材の被害軽減
窓ガラス落下防止
エレベータ閉じこめ防止
家具の転倒防止

2 地震保険の活用推進

保険料率の見直し

耐震診断・改修の結果に基づく保険料率の割引制度の導入

免震技術・制震技術について保険料率の割引制度の導入

防災週間等における集中的な広報、普及活動の実施

地震に強いまちの形成 (揺れ)「公共施設」

平成17～19年度の3箇年で以下のプログラムを実施し、道路橋の耐震補強を重点的に実施

- 『緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム』
- 『新幹線、高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム』

< 緊急輸送道路の橋梁の耐震補強 > 表・実施率

H16年度末現在、
全体で約5割の実施率

	直轄国道	都道府県管理道路
跨線橋等	約9割	約6割
河川橋等	約3割	約5割

H19年度までに、概ね完了

< 新幹線をまたぐ橋梁の耐震補強 > 表・実施率

H16年度末現在、
全体で約3割の実施率

	直轄国道	都道府県管理道路	市町村道
	約9割	約3割	約3割

H19年度までに、概ね完了

耐震強化岸壁の整備推進
利用可能な岸壁の相互利用等の連携強化
川崎港基幹的広域防災拠点の整備推進
(平成19年度供用予定)

東京湾内主要6港湾の
耐震強化岸壁の整備率

71% (全国53%)

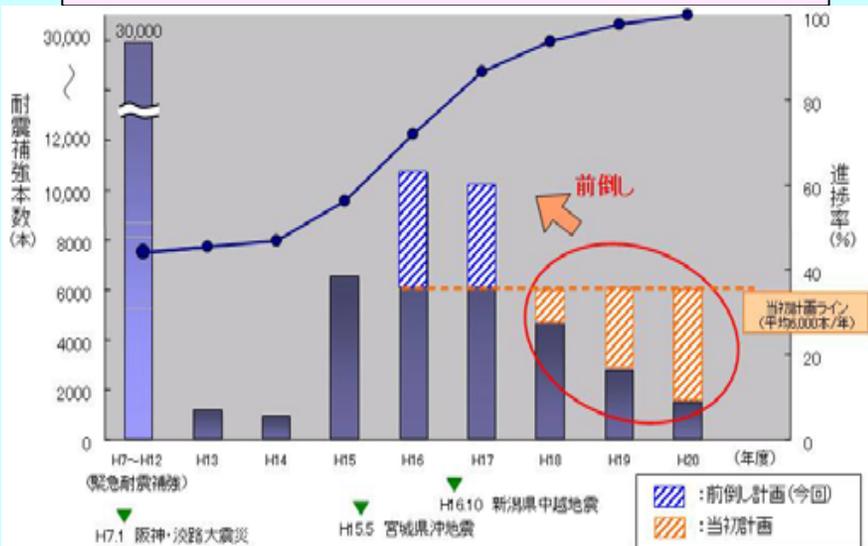
港湾

川崎港基幹的広域防災拠点

災害時に次の3つの機能を発揮する輸送拠点
(耐震強化岸壁、オープンスペース、ヘリポート)

- ・国内外の支援物資の受け入れ
- ・緊急輸送物資の中継地点
- ・活動スタッフのベースキャンプ

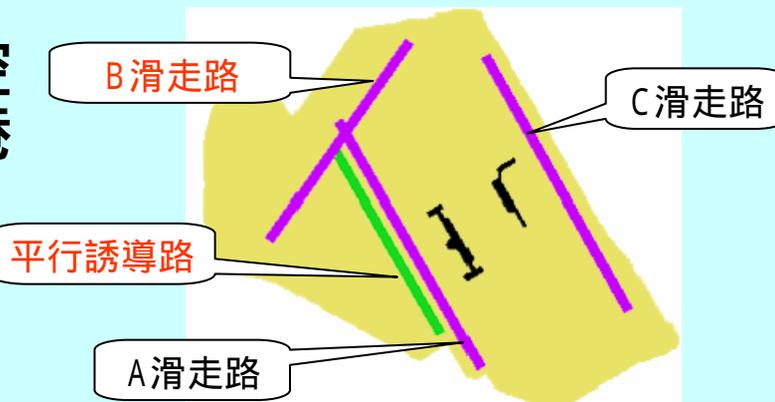
要補強とされた新幹線高架橋の耐震化率



羽田空港滑走路の耐震対策

B滑走路・A滑走路西側の平行誘導路において、液状化対策の地盤改良工事を実施済、引き続き耐震化を推進。

空港



道路

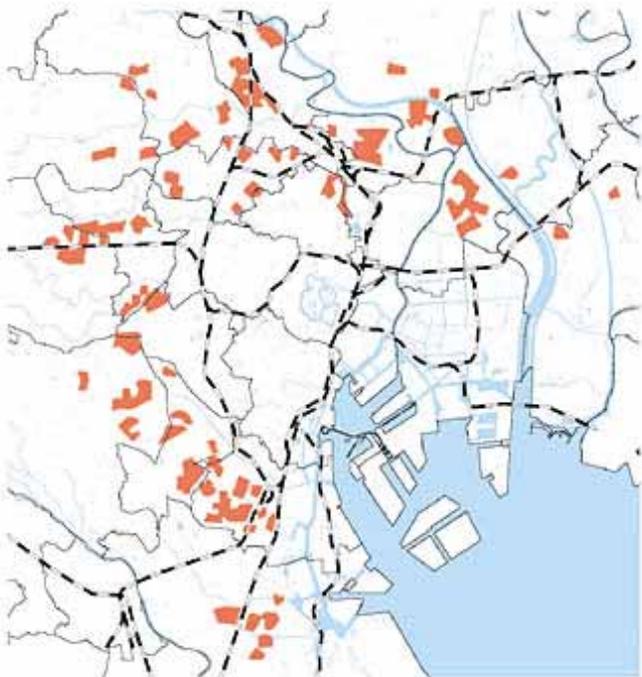
鉄道

地震に強いまちの形成 (火災)

密集市街地整備の必要性

阪神・淡路大震災では、火災による死者が**10%**
地震の際に大火災となるおそれのある密集市街地が**全国約25,000ha**(うち東京、大阪各々約6,000ha)
「特に大火の可能性の高い危険な市街地(全国約**8,000ha**(東京、大阪各々約2,000ha))」について今後10年間で重点地区として整備」

東京の密集市街地の状況

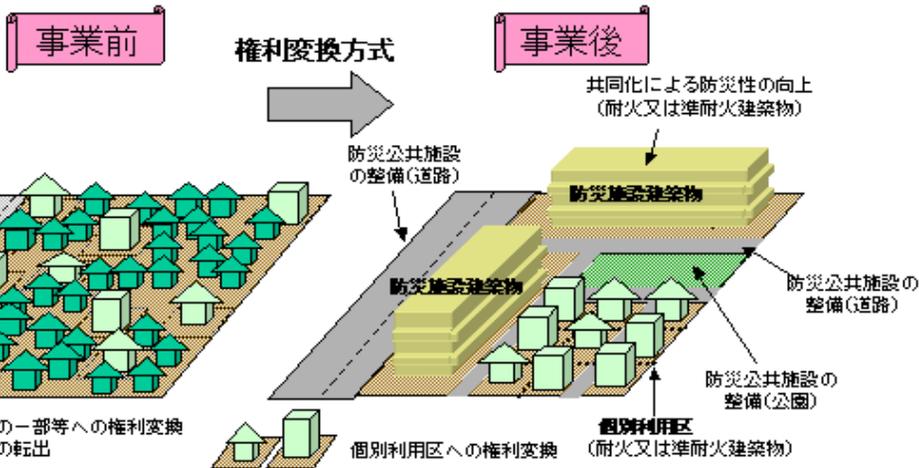


被害想定による火災の状況



首都直下地震による被害想定(平成17年2月)

最大で死者約13,000人のうち
火災によるものが約8,000人



首都中枢機能の継続性確保

中央省庁の庁舎の耐震化

補修なしで使用できる
(10庁舎)

改修等
計画中
(2庁舎)

補修が必要な
被害を受ける
可能性がある
(1庁舎)



農林水産省

内閣府
経済産業省

免震による耐震改修済(外務本省)

国土交通省防災バックアップセンター



バックアップセンター候補地

国土交通大学校(小平市)

国土地理院関東地方測量部
(千代田区九段)



国土交通省
防災センター

下水道の地震対策

被災時に水質汚染、浸水被害等により**多数の人命に影響**の恐れ

下水道地震対策技術検討委員会(平成17年6月頃提言)

- ・ハードとソフトを適切に組み合わせた行動計画の策定や減災対策の促進
- ・重点地域、重要施設での緊急的な耐震対策の促進
- ・処理場間のネットワーク化及び処理場の防災拠点化
- ・全国的支援体制の強化



新潟県中越地震の被害

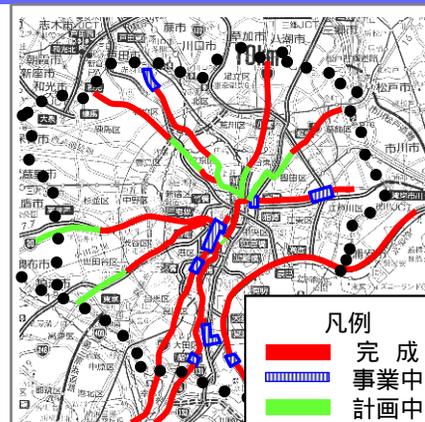


マンホールに直接接続する仮設トイレ

共同溝の整備によるライフラインの確保

基幹的な電力、通信、ガス等を収容する、地震に強い共同溝の整備が必要。

共同溝(東京23区/直轄国道)
計画延長161kmのうち、
106km(66%)完成



凡例
— 完成
— 事業中
— 計画中

避難者対策

新潟県中越地震での実績

旅館・ホテルの避難所としての提供

関係宿泊団体に対し、被災者の宿泊、入浴の受入れ等について協力要請
当該要請等を踏まえ、新潟県において、以下の施策を実施

- ・対象者：高齢者、障害者、未就園児、妊婦等
- ・受け入れ期間：仮設住宅が完成するまで
- ・避難施設：新潟県旅館組合等の旅館
- ・費用：無料

公営住宅の空室の提供

入居可能期間：
6ヶ月間
家賃：
無料
提供戸数：
186戸

特定建築物の耐震化

現状

病院、百貨店等への指示・立入検査
学校等への指導・助言



見直し案

学校、病院、百貨店等への耐震診断・耐震改修計画提出の徹底・強化

首都中枢機能の継続性確保のための交通ネットワーク対策

道路ネットワークの確保

首都の経済中枢機能を確保するため、代替性のある道路ネットワークを構成する、圏央道や東京外環などの環状道路の整備を推進。

現況(平成17年4月)

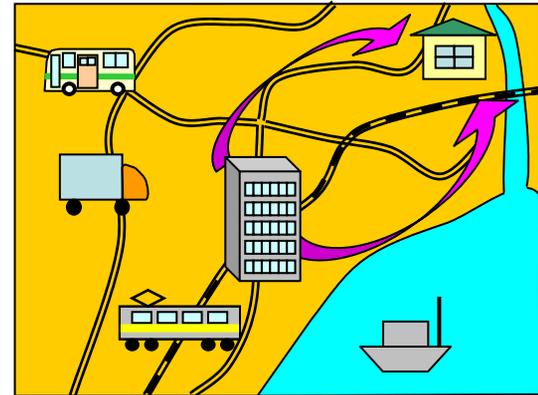


完成形



図：首都圏三環状道路の整備状況

帰宅困難者対策



道路管理者、交通事業者等による
帰宅手段の情報提供

帰宅困難者の
減少